

平成24年11月1日
国土交通省中部地方整備局
港湾管理課

お 知 ら せ

1. 件名：港湾法に基づく資金の貸付に係る名古屋港埠頭株式会社の認定について

2. 概要：

国土交通省は、港湾法第55条の7第1項に基づき、平成24年10月26日に、国が特定用途港湾施設の建設等に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける者として、(財)名古屋港埠頭公社の業務を承継する名古屋港埠頭株式会社を認定しました。なお、この認定は、会社設立の登記によって効力を生ずることとしています。

今般、中部地方整備局副局長から同社の発起人総代である(財)名古屋港埠頭公社の理事長に対して、10月31日(水)に認定書を交付しましたのでお知らせ致します。

また、国土交通省では我が国港湾の国際競争力強化のため、港湾経営の効率化促進策として、別紙に示す取組みを行っておりますので、併せてお知らせします。

3. 対象者：名古屋港埠頭株式会社

(発起人総代 (財)名古屋港埠頭公社 理事長 山田 孝嗣)

4. 認定書交付の様子(写真) 別添のとおり

5. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、名古屋港記者クラブ、港湾新聞、
港湾空港タイムス、日本海事新聞、海事プレス

6. 問い合わせ先：港湾管理課 林又は延島 電話：052（651）6453

以 上

港湾法に基づく資金の貸付に係る名古屋港埠頭株式会社の認定書交付の様子



港湾の国際競争力の強化について

別紙

近年、世界の海上コンテナ取扱量が大幅に増加し、相対的に日本の港湾の地位は低下している。そこで、アジア諸国と遜色のない輸送コスト・サービスを実現するため、重点投資を行う港湾を絞り込むとともに港湾経営に民の視点を取り込んだ効率化により国際競争力の強化を図ることとしている。

港湾を取り巻く情勢

- ・アジア諸港に対する我が国の港湾の相対的地位の低下
- ・我が国港湾の基幹航路寄港便数の減少
- ・輸送時間の増加等による国際競争力の低下

新成長戦略・国土交通成長戦略

民の視点を取り込んだ港湾経営の効率化を図り、港湾の国際競争力を確保するため、港湾運営会社制度を創設

港湾運営会社による効率的な港湾経営の実現

【港湾運営会社の指定】

国際戦略港湾において、複数港湾の港湾施設を一体的に経営することや、事業展開を可能とすること、積極的なポートセールス実施等を可能とすることにより、港湾経営の更なる効率化を図るため、港湾運営会社制度を創設することとした。

【特例港湾運営会社の指定】

制度の施行当初においては、港湾運営会社の指定の申請がなされないおそれがあるため、国際戦略港湾の各港湾毎に特例港湾運営会社を指定することとし、将来、複数港湾を一体的に経営する港湾運営会社に統合することとしている。

【特例港湾運営会社の募集】

現在、以下の港湾において特例港湾運営会社の募集が行われている。

京浜港(東京・川崎・横浜) : 平成24年9月12日より1年間

阪神港(神戸・大阪) : 平成24年6月19日より1年間(平成24年10月17日指定)

伊勢湾(名古屋港・四日市港) : 平成24年9月12日より2年間

【伊勢湾(名古屋港・四日市港)の港湾運営会社に関する特例】

国際戦略港湾としては京浜港と阪神港が位置付けられている。

伊勢湾(名古屋港・四日市港)は国際拠点港湾としての位置付けであるが、名古屋港・四日市港は中部圏の産業を支える港湾として重要であり、さらに国際競争力の強化に向けた様々な取り組みを行うために、例外的に、国際戦略港湾とみなして港湾運営会社に関する規定を適用することとした。

港湾位置図

参考

■ 港湾数一覧

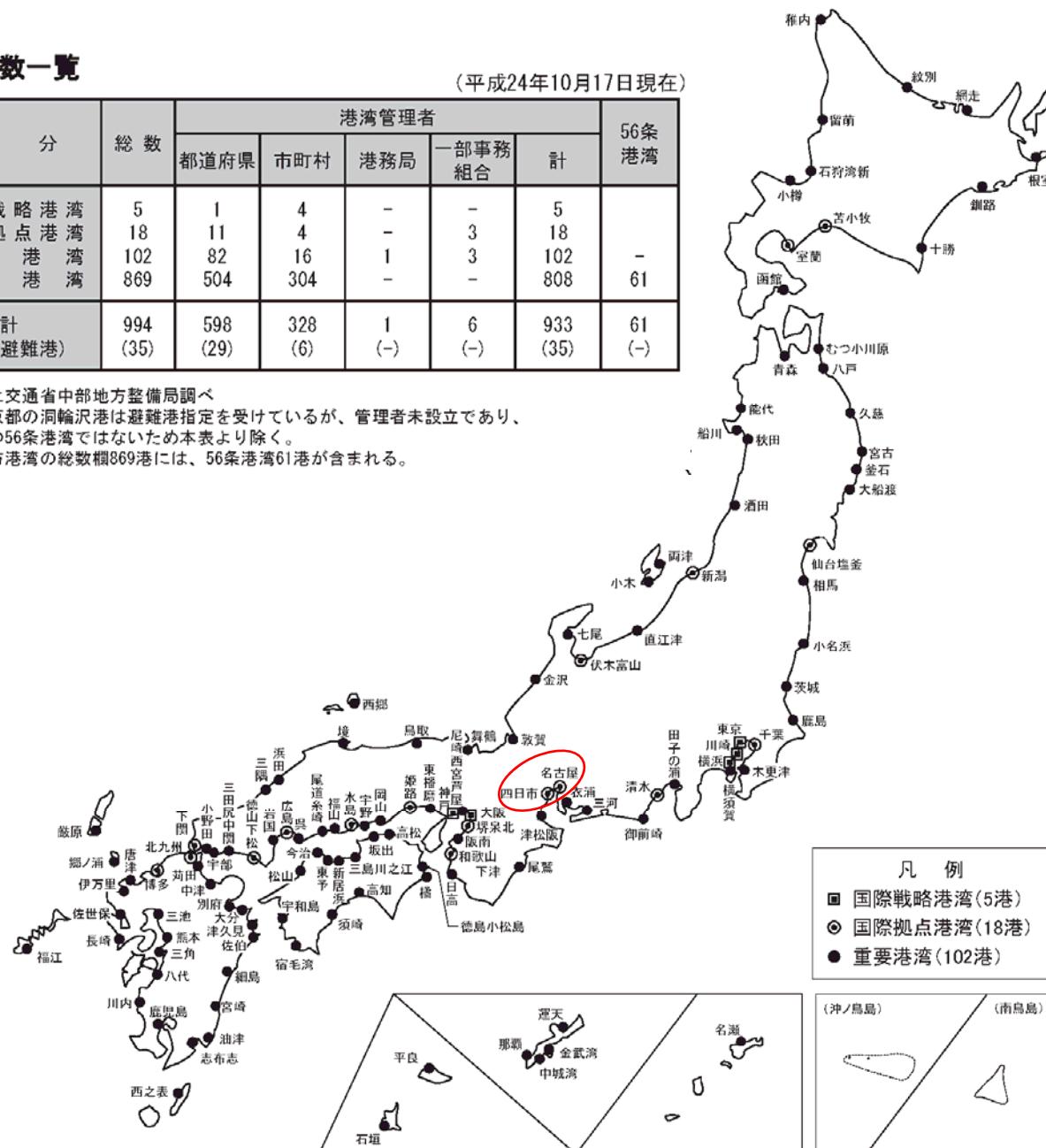
(平成24年10月17日現在)

区分	総数	港湾管理者				56条 港湾
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	
国際戦略港湾	5	1	4	-	-	5
国際拠点港湾	18	11	4	-	3	18
重要港湾	102	82	16	1	3	102
地方港湾	869	504	304	-	-	808
計 (うち避難港)	994 (35)	598 (29)	328 (6)	1 (-)	6 (-)	933 (35)
						61 (-)

資料：国土交通省中部地方整備局調べ

注1) 東京都の洞輪沢港は避難港指定を受けているが、管理者未設立であり、かつ56条港湾ではないため本表より除く。

2) 地方港湾の総数欄869港には、56条港湾61港が含まれる。



港湾運営の民営化を行う地域

名古屋港



四日市港



□:効率化を特に推進する地域